

印紙
1の3
200円

分割貸出条件変更契約書（住宅ローン用）

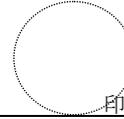
年 月 日

株式会社伊予銀行 御中

いよぎん保証株式会社 御中

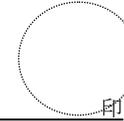
(債務者)

氏名



(債務者)

氏名



第1条 私（債務者または連帯債務者）は、株式会社伊予銀行と締結した 年 月 日付金銭消費貸借契約証書（以下「原契約書」という。）および いよぎん保証株式会社と締結した（ 年 月 日付債務保証委託契約書）に基づく分割貸出の「借入の時期および金額」について、下記のとおり変更します。

記

(変更後の借入の時期および金額)

年	月	日	百万	千	円

※分割借入最終日における各被保険者の満年齢は、団体信用生命保険種類別加入可能年齢以内です。

(借入要項の変更事項)

利率	年	%
第1回返済日	年	月 日
返済回数	回	

第2条 本契約に関する印紙代については、普通預金通帳および同払戻請求書等の交付等の手続きを省略して原契約書で指定する返済用口座から払い戻してください。

以上

(銀行使用欄)

- (注) 1. 本変更契約書は住宅ローンを「分割貸出」で契約締結した後に、建築工事遅延等の事情により、借入の時期または金額が変更となった場合に使用する。
※変更後の「分割最終実行日」が団信の告知有効期限内であることを、告知書受付チェックシートにて確認すること。
(告知有効期限が切れる場合は、告知書を再度受入するか、告知有効期限内での実行となるように調整すること)
2. 「連帯債務」の場合、「(債務者)」欄に「連帯」の文字を追加し、「(連帯債務者)」とする。
3. 署名・印鑑等を当初契約書または、預金口座の届出印と照合する。印影の確認ができない場合は、印鑑証明書と照合する。
4. 「住宅取得資金年末残高証明書」自動発行登録 (RQ5738、以下「自動発行登録」という) 済先で元金支払開始年月を変更 (据置期間の変更) する場合、必ず自動発行登録の取消・再登録を行う。
なお、再登録を行う際、発行期間が変更となる場合は改めて「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書自動発行依頼書」の徴求 (※) が必要。(発行期間に変更がない場合、再徴求不要)
- (※) 自動発行手数料について、既に徴求している場合は不要とする。
5. 『変動金利』かつ『元利均等返済』の場合、分割貸出条件変更時に登録する「返済条件登録 (RQ5875)」は、登録日時時点の金利にて算出された返済額を登録するため、「初回実行時」～「返済条件登録時」で金利が変更となっている場合は、当初設定していた返済額から変更となることから留意すること。
6. 変更後の返済額については、顧客にシミュレーションにて提示するとともに、正式な返済額は「お申込みのご案内」にて確認するようお願いすること。

自動発行登録の再登録 要否確認 (注4)	検印
-------------------------	----

検印	返済額提示 (注6)	係印	印鑑照合
----	---------------	----	------

